

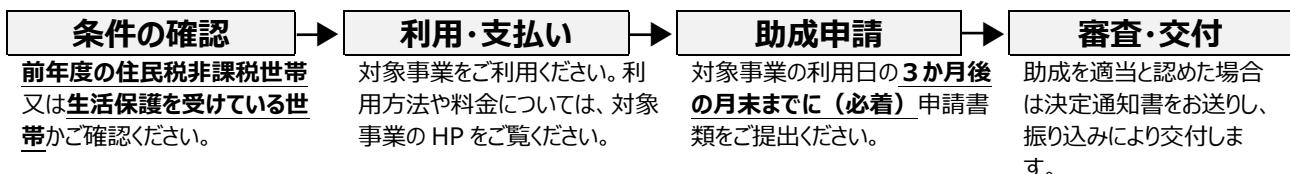
子育て支援事業利用料等助成制度のご案内

文京区では、住民税が非課税の世帯や生活保護を受けている世帯を対象に、各種子育て支援サービスを利用した際の保育利用料等の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

1 制度概要

<p>対象世帯</p>	<p>対象事業の利用日時点で、文京区に住所があり、 <u>前年度の住民税非課税世帯</u>※又は<u>生活保護を受けている世帯</u> ※ 令和 5 年度の住民税（令和 4 年中〈2022 年 1 月 1 日～12 月 31 日〉の所得）が非課税の世帯でしたか？ 令和 5 年 1 月 1 日にお住まいの市区町村で課税状況をご確認ください。 ※ 2022 年 1 月 1 日～12 月 31 日の間に海外にいた期間がある場合は、「所得状況申告書」をご提出ください。</p>							
<p>助成額</p>	<p>半額</p>	<p>全額（一部上限あり）</p>						
<p>対象事業 ・ 対象経費</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="325 788 874 1099"> <p>○一時保育事業 キッズルーム各施設の利用料 ※ おやつ代・キャンセル料等は対象外</p>  </td> <td data-bbox="887 788 1442 1155"> <p>○病児・病後児保育事業（上限なし） 保坂病児保育ルーム、順天堂病後児ルーム「みつばち」、駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」、ゆうひが丘春日病児保育ルームの利用料 ※ 食事代等は対象外</p>  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1099 874 1467"> <p>○ファミリー・サポート・センター事業 文京区社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業の利用料 ※ キャンセル料等は対象外</p>  </td> <td data-bbox="887 1189 1442 1592"> <p>○ベビーシッター利用料助成制度 <u>（児童 1 人あたり年度 4 万円まで）</u> 次に該当する事業者から受ける保育サービスに係る入会金、年会費、交通費及びキャンセル料 ●東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者 ※ オプション料・食事代等は対象外 ※ 勤務先の福利厚生やクーポン券等を利用した場合は、その額を差し引いた金額が助成対象</p>  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1467 874 1863"> <p>○おうち家事・育児サポート事業 文京区の発行するおうち家事・育児サポート券を活用した際の利用料 ※ キャンセル料等は対象外</p>  </td> <td></td> </tr> </table>		<p>○一時保育事業 キッズルーム各施設の利用料 ※ おやつ代・キャンセル料等は対象外</p> 	<p>○病児・病後児保育事業（上限なし） 保坂病児保育ルーム、順天堂病後児ルーム「みつばち」、駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」、ゆうひが丘春日病児保育ルームの利用料 ※ 食事代等は対象外</p> 	<p>○ファミリー・サポート・センター事業 文京区社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業の利用料 ※ キャンセル料等は対象外</p> 	<p>○ベビーシッター利用料助成制度 <u>（児童 1 人あたり年度 4 万円まで）</u> 次に該当する事業者から受ける保育サービスに係る入会金、年会費、交通費及びキャンセル料 ●東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者 ※ オプション料・食事代等は対象外 ※ 勤務先の福利厚生やクーポン券等を利用した場合は、その額を差し引いた金額が助成対象</p> 	<p>○おうち家事・育児サポート事業 文京区の発行するおうち家事・育児サポート券を活用した際の利用料 ※ キャンセル料等は対象外</p> 	
<p>○一時保育事業 キッズルーム各施設の利用料 ※ おやつ代・キャンセル料等は対象外</p> 	<p>○病児・病後児保育事業（上限なし） 保坂病児保育ルーム、順天堂病後児ルーム「みつばち」、駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」、ゆうひが丘春日病児保育ルームの利用料 ※ 食事代等は対象外</p> 							
<p>○ファミリー・サポート・センター事業 文京区社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業の利用料 ※ キャンセル料等は対象外</p> 	<p>○ベビーシッター利用料助成制度 <u>（児童 1 人あたり年度 4 万円まで）</u> 次に該当する事業者から受ける保育サービスに係る入会金、年会費、交通費及びキャンセル料 ●東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者 ※ オプション料・食事代等は対象外 ※ 勤務先の福利厚生やクーポン券等を利用した場合は、その額を差し引いた金額が助成対象</p> 							
<p>○おうち家事・育児サポート事業 文京区の発行するおうち家事・育児サポート券を活用した際の利用料 ※ キャンセル料等は対象外</p> 								

2 利用の流れ



3 助成申請の手続き

【申請期限】

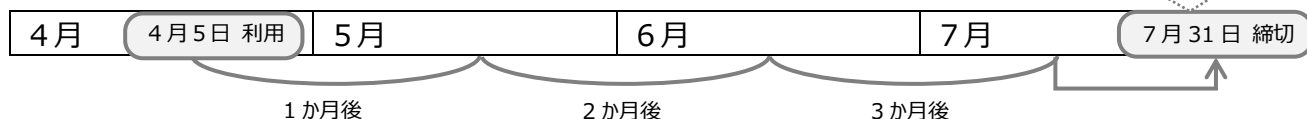
対象事業の利用日^{*}の3か月後の月末までに（必着）、申請書類をご提出ください。

※ ベビーシッター利用料助成制度の入会金・年会費の場合、**対象経費の支払日**の3か月後の月末まで（必着）です。

なお、入会金・年会費のみのご申請であれば、本制度への申請時点で、対象事業をご利用いただいでなくても構いません。

（例）令和6年4月5日に利用の場合、令和6年7月31日が申請期限です。

**3か月後の月末
までに（必着）**



【申請書類】

- ① 前年度の「住民税非課税証明書」^{※1※2}（コピー可）又は「生活保護受給証明書」（原本）
- ② 「文京区子育て支援事業利用料助成金交付申請書兼口座振替依頼書」
- ③ 対象の児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳等が分かるもの（コピー可）^{※3}
- ④ 領収書（コピー可）^{※4}

※1 令和5年度の住民税（令和4年中〈2022年1月1日～12月31日〉の所得）の課税状況については、令和5年1月1日にお住まいの市区町村でご確認ください。

※2 2022年1月1日～12月31日の間に海外にいた期間がある場合は、「所得状況申告書」をご提出ください。

※3 児童利用票・承認通知書、活動報告書、保育日誌等（コピー可）

※4 一時保育事業の利用料をキャッシュレス決済にてお支払いした場合、領収書が発行されません。この場合の利用料を申請するときは、その利用に係るレシート（お客様控え）のコピーを提出してください。

【提出方法】

窓口提出 文京シビックセンター 5階南側 子育て支援課にご提出ください。

郵送提出 〒112-8555 文京区春日1丁目16番21号
「文京区子ども家庭部子育て支援課 子ども施策推進担当宛」にご郵送ください。

【交付方法】

ご提出いただいた申請書類を審査します。申請書類に不備がある場合は、お電話等でご連絡を差し上げます。

助成を適当と認めた場合 決定通知書をお送りし、振込みにより交付いたします。

助成の対象に該当しない場合 不交付決定通知書によりお知らせいたします。

【お問合せ先】

文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子ども施策推進担当
文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター5階
子育て支援事業コールセンター：03-5803-1288（月～金 8：30～17：00）

